

# 公立大学法人下関市立大学非常勤講師の報酬及び費用弁償に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日

規程第 40 号の 2

改正 平成 20 年 3 月 16 日規程第 16 号  
平成 20 年 6 月 3 日規程第 33 号  
令和 8 年 3 月 26 日規程第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）の非常勤講師の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定める。

(報酬の額)

第 2 条 非常勤講師の報酬の額は、別表区分の欄に掲げる非常勤講師の区分に応じ、同表に定める授業 1 時限当たりの額に、当該非常勤講師が授業（定期試験の実施を含む。以下同じ。）を行った時限数を乗じて得た金額とする。

(費用弁償)

第 3 条 非常勤講師が下関市立大学（以下「本学」という。）の授業のために所属（他大学等に所属している者の当該所属先をいう。以下同じ。）又は住居と本学との間を往復したときは、費用弁償として通勤手当を支給することができる。

2 前項の規定により支給する通勤手当は、理事長が最も経済的かつ合理的と認める経路及び方法により算定し、その額は、公立大学法人下関市立大学職員等旅費規程（平成 19 年規程第 37 号。以下「旅費規程」という。）に規定する額とする。ただし、旅費規程第 9 条に規定する日当は、支給しない。

3 所属を有する非常勤講師については、当該所属の所在地から本学所在地までの距離と、当該非常勤講師の住居から本学所在地までの距離のうち、いずれか短い距離で算定した通勤手当を支給する。

4 集中講義等を担当する非常勤講師について、宿泊を要すると理事長が認める場合には、旅費規程により宿泊費及び宿泊手当を支給する。

(報酬等の支給)

第 4 条 第 2 条に規定する報酬及び前条に規定する費用弁償(以下「報酬等」という。)は、その授業に従事した月の翌月 15 日までに支払う。

2 非常勤講師から申出があったときは、その者に対する報酬等の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、非常勤講師の報酬等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月6日規程第16号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月3日規程第33号）

この規程は、平成20年6月3日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人下関市立大学非常勤講師の報酬及び費用弁償に関する規程第3条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（令和8年3月26日規程第10号）

（施行期日）

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の公立大学法人下関市立大学職員等旅費規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の規程は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

区 分		授業1時限当たりの額
1	他大学において教授の職を有するもの又はかつて本学若しくは他大学において教授の職を有していたもの	12,200円
2	他大学において准教授の職を有するもの又はかつて本学若しくは他大学において准教授の職を有していたもの	10,400円
	外国人講師で、他大学に属していないもの又はかつて本学若しくは他大学に属していなかったもの	
3	上記以外のもの	9,200円